

竹田看護専門学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に基づき、看護専門職として必要な知識、技術及び態度を修得させ、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は竹田看護専門学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を福島県会津若松市本町 2 番 58 号に置く。

(課程、学科、修業年限および学生定員)

第 4 条 本校の課程、学科修業年限及び学生定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総 定 員	備考
3 年課程 (医療専門課程)	看護学科	3	40	120	昼間

(在学期間)

第 5 条 学生が在学できる期間は、6 年以内とする。
ただし、休学期間は除く。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第 6 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を次の 2 期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 季節休暇

春季休暇 3 月下旬から 2 週間

夏季休暇 8 月上旬から 3 週間

冬季休暇 12 月下旬から 3 週間

学校創立記念日 4 月 1 日

四 その他臨時に定められた休日

2 学校長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めたときは、臨時に休業日を定め、また休業日であっても授業を行うことができる。

第 3 章 教育課程及び単位の履修

(授業科目および単位数)

第 8 条 授業科目および単位数は別表 1 のとおりとする。

- 2 1 単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - 二 実技・実験・校内実習については、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。
 - 三 臨地実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

(授業科目の評価)

第 9 条 教育課程に定める授業科目の評価は、授業科目毎に行う。

- 2 授業科目の評価は、筆記試験、レポート及びその他の方法により行う。
- 3 授業科目の評価を受ける資格は、授業時間の 3 分の 2 以上の出席をもって認める。
- 4 授業科目の評価は、100 点を満点とし、A (80 点以上)、B (70～79 点)、C (60～69 点) 及び D (60 点未満) として、A、B 及び C を合格とする。
- 5 病気その他やむを得ない理由で評価を受けられなかった者に対しては、本人からの申請に基づき追試験を行うことができる。
- 6 合格点に満たない科目のある者に対しては、本人からの申請に基づき再試験を行うことができる。
- 7 授業科目の履修方法は別に定める。

(単位の認定)

第 10 条 単位の認定は、前条に基づき、合格した者に認める。

- 2 現行の指定規則は 2022 年 4 月に改正。改正前の指定規則に従って学んでいた学生には入学時の学則が適用される。ただし、教育内容からみて、同等とみなされれば、改正された指定規則に従った内容を学習することで、単位を取得することも可能とする。

(大学卒業者等の修得単位等の認定)

第 11 条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、学則 別表 1 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士 ・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師 ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士 ・ 視能訓練士 ・ 臨床工学技師 ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士 ・ 言語聴覚士

なお、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校における基礎分野の履修に替えることができる。

第 4 章 入 学

(入学時期)

第 12 条 本校の入学時期は4月とする。

(入学志願者の資格)

第 13 条 本校に入学を志願する者の資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条1項に規定する者とする。

(入学志願者の手続)

第 14 条 本校に入学を志願する者は、入学願書（様式第1号-1、様式第1号-2）、前条の資格を証明する書類及び別に定める書類と入学検定料を添えて、指定の期日までに学校長に提出しなければならない。

(入学試験)

第 15 条 学校長は入学を志願した者について、入学試験を行う。

2 入学試験に関する規定は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 16 条 前条の試験に合格した者は、下記の条件を満たした保証人2名を定め、誓約書（様式第2号）を指定の期日までに学校長に提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

一 保証人は独立の生計を営む者とし、そのうち1名は学生の父母又は近親者とし、いずれも学生の身上について一切の責任を負うことのできる者とする。

二 保証人が転居、死亡、その他の理由によりその資格を失った時は、更に保証人を定め再提出しなければならない。

2 入学手続を終了した者に入学を許可する。

第 5 章 卒 業

(卒業の認定)

第 17 条 学校長は、第10条の規定により所定の単位を修得した者について、単位認定会議を経て卒業を認定する。

2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、卒業を認めることができない。

(卒 業)

第 18 条 学校長は卒業を認定し、卒業証書（様式第3号）を授与する。

(専門士の称号)

第 19 条 卒業の認定を受けた者は専門士（医療専門課程）と称することができる。

第 6 章 退学・休学・復学・転学・転入学・除籍及び欠席

(退 学)

第 20 条 退学しようとする者は、その理由を記し保証人と連署の上、退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(休 学)

第 21 条 病気やその他やむを得ない理由によって、引き続き 2 ヶ月以上出席することができない者は、その理由を記し、保証人と連署の上学校長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、その理由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学校長は病気やその他の理由により、就学することが不適当と認められる者に対し、休学を命ずることがある。

3 休学期間は 1 年を限度とする。ただし、学校長が特別の事情があると認めたときは、さらに 1 年を限って許可することができる。

(復 学)

第 22 条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人と連署の上学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、休学の理由が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転 学)

第 23 条 本校から転学しようとする者は、その理由を記し、保証人と連署の上学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

第 24 条 学校長は、他から本校に転学を志願する者がいるときは、選考により定数の範囲内で入学を許可することができる。

2 転入学について必要な事項は、学校長が別に定める。

(除 籍)

第 25 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- 一 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- 二 第 5 条に規定する在学期間を超えた者
- 三 第 21 条第 3 項に規定する休学期間を超えた者
- 四 死亡又は行方不明の届出のあった者

(欠 席)

第 26 条 病気その他やむを得ない理由により欠席しようとする者は、欠席届を提出しなければならない。

2 前項の場合において、傷病による欠席が 7 日を超えるときは、医師の診断書を添えなければならない。

第 7 章 職員組織

(職員の組織及び職務)

第 27 条 本校に次の職員をおく。

- | | |
|-----------------|-------|
| 一 学校長 | 1 名 |
| 二 副学校長 | 1 名 |
| 三 教務主任 | 1 名 |
| 四 専任教員 | 8 名以上 |
| (教務主任、実習調整者を含む) | |
| 五 事務長 | 1 名 |
| 六 事務員 | 1 名以上 |

- 2 前項の職員の他、講師を置き、学校長が必要であると認めた時は司書、カウンセラーその他の職員を置くことができる。
- 3 職員の組織図、職務は別に定める。

第 8 章 会 議

(会 議)

第 28 条 本校の運営に関する重要事項を審議するため次の会議を置く。

- 一 学校運営委員会
- 二 職員会議
- 三 教務会議
- 四 単位認定会議
- 五 臨地実習指導者会議
- 六 講師会議

- 2 各会議の規定は別に定める。

第 9 章 健康管理

(健康管理)

- 第 29 条 学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）6 条に基づき、学生の健康を保持するため、年一回以上の健康診断を実施する。
- 2 健康管理に関し必要な事項は別に定める。

第 10 章 入学検定料・入学金及び授業料

(入学検定料・入学金及び授業料)

- 第 30 条 学生は、別表 2 に定める入学検定料・入学金及び授業料を納入しなければならない。
- 2 授業料は、前期・後期 2 回に分けて納めなければならない。
 - 3 休学を許可され又は休学を命ぜられた学生については、休学期間の授業料は徴収しない。ただし、学期途中で休学又は復学した場合、休学当期若しくは復学当期の授業料は徴収する。
 - 4 退学を許可又は退学を命ぜられた場合、学期途中であれば当該学期の授業料は徴収する。

(既納の入学検定料及び入学金)

第 31 条 既に納入した入学検定料及び入学金は、返還しない。

第 11 章 賞 罰

(表 彰)

第 32 条 学業操行とも優秀な者、その他善行があつて他の模範と認めた者に対して、学校長はこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第 33 条 学校長は、この規則その他の規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一 学業成績劣等で成業の見込みがないとみなされた者
 - 二 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - 三 学校の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に反した者

学生としての本分に反する行為とは、次にあげるものとする。

1. 社会的諸秩序における犯罪行為
 - 1) 殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為
 - 2) 薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用、不法所持、売買仲介等）
 - 3) 傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住宅侵入、暴力行為等
 - 4) 痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為、その他の迷惑行為）
 - 5) ストーカー行為の規制等に関する法律に反する行為
 - 6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律に定める犯罪行為
 - 7) コンピュータまたはネットワークを用いた犯罪行為
2. 情報倫理に反する行為
 - 1) 個人情報保護に関する誓約に反する行為
 - 2) パソコンやスマートフォンによる SNS の不正使用等の行為
 - 3) 電子教科書による規程違反および不正使用等の行為
3. 試験等における不正行為
 - 1) 他の受験者の答案を見ること、または他の受験者に答案を見せること
 - 2) 他人が書いたあるいは他人が作成したレポートを自分のものとして提出すること
 - 3) 他の学生に成り代わり試験を受ける、またはレポートを作成すること
4. 重大な交通違反
 - 1) 死亡または高度の後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、原因が過失行為による場合
 - 2) 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、原因が過失行為による場合
 - 3) 無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為
5. 飲酒・喫煙
 - 1) 20 歳未満の学生の飲酒、20 歳未満の学生に飲酒を強要する行為
 - 2) 飲酒を強要し、死または急性アルコール中毒に至らしめた行為
 - 3) 20 歳未満の学生の喫煙、20 歳未満の学生に喫煙を強要する行為
6. ハラスメント行為
 - 1) 他者に対する言動・行為等が相手を不快にし、尊厳を傷つけた行為
7. その他、学生の本分に反すると判断される行為

第 12 章 補 則

(損害賠償又は原状回復)

第 34 条 学生は、故意又は過失により学校の施設、設備、備品等を滅失し、又は毀損したときは、学校長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委 任)

第 35 条 この学則の施行に関して必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、昭和 59 年 3 月 17 日から施行する。
この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 6 年 11 月 24 日から施行する。
この学則は、平成 7 年 2 月 20 日から施行する。
この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。